

山梨県公報

第千三百六十五号

平成十五年

二月十三日

木曜日

目次

民生委員の定数を廃止する告示	一三七
民生委員法第二十条の規定に基づく民生委員協議会を組織する区域を廃止する告示	一三七
救急病院から申出の撤回	一三七
道路の路線名の変更	一三七
道路の区域変更(四件)	一三八
道路の供用開始(三件)	一三九
都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)	一三九
収納代理金融機関の指定	一四〇
収納代理金融機関の指定の一部改正	一四〇
平成十五年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	一四〇
公告	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出	一四六
基本測量の実施	一四六
甲府都市計画の変更案の縦覧	一四六
土地改良区役員の退任及び就任	一四六
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	一四七
遊技機の型式の検定	一五〇
その他	
山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程	一五一

告示

山梨県告示第百三十一号

民生委員の定数(昭和三十四年山梨県告示第百九十五号)は、廃止し、平成十五年三月一日から適用する。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第百三十二号

民生委員法第二十条の規定に基づく民生委員協議会を組織する区域(平成十二年山梨県告示第百五十七号)は、廃止し、平成十五年三月一日から適用する。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県告示第百三十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により認定された次の救急診療所から同項の申出の撤回の届出があった。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

名 称	所 在 地
医療法人社団青虎会カイトノ門整形 外科胃腸科外科	南都留郡河口湖町船津六八七番地

山梨県告示第百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更し、平成十五年三月十四日から適用する。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

整理番号	新旧の別	道路の種類	路線名	備考
7	新	県道	高瀬富士線	
	旧	県道	高瀬富沢線	

9		新	旧
		県道	県道
		大向富士線	大向富沢線

山梨県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建设部において、この告示の日から平成十五年四月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 藤袋石和線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧	新
東八代郡八代町大字南字堀之内八七九番の七地先から 東八代郡八代町大字南字俣之下一〇四九番の一地先まで		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
		一・二丁 一一・〇	一八〇・〇	
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
		一一・三丁 二二・〇	一八〇・〇	

山梨県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建设部において、この告示の日から平成十五年四月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 中道塩山線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
---	---	------	-----------------	--------------

東八代郡八代町大字南字養老子八四五番の三地先から
東八代郡八代町大字南字堀之内八七九番の七地先まで

新	旧	新	旧
一〇・三丁 二五・〇	八・〇丁 二五・〇	一五三・〇	一五三・〇

山梨県告示第百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建设部において、この告示の日から平成十五年四月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 藤袋石和線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		新	旧	新
東八代郡石和町大字四日市場字長塚南割一〇九〇番の一地先から 東八代郡石和町大字四日市場字長塚北割一一九一番の三地先まで		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
		三・五丁 六・三	一三〇・〇	
		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
		一〇・〇丁 四六・五	一三〇・〇	

山梨県告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局石和建设部において、この告示の日から平成十五年四月三日まで一般の縦覧に供する。
平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 白井河原八田線
- 三 道路の区域

区	東八代郡石和町大字四日市場字紙屋町一六五九番の一地先から 東八代郡石和町大字市部字西町一一五二番地先まで	間	新	旧	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
			一〇・二 三六・〇	八・六 一一・五			八四四・〇

山梨県告示第百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年四月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町大字藤崎字棚部一五二〇番の二地先から 大月市猿橋町大字藤崎字棚部一〇五〇番の一地先まで	一〇五・〇	平成十五年 三月十三日

山梨県告示第百四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年四月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日

県道	桐原藤野線	北都留郡上野原町大字桐原字下 橋六四四二番の二地先から 北都留郡上野原町大字桐原字下 橋六四四〇番の四地先まで	三三・〇	平成十五年 三月十三日
----	-------	--	------	----------------

山梨県告示第百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十五年四月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	梁川猿橋線	大月市猿橋町大字小篠字錦田五九二番地先から 大月市猿橋町大字小篠字錦田五九五番の一地先まで	五六・〇	平成十五年 三月十三日

山梨県告示第百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 施行者の名称
甲西町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
峡中都市計画道路事業 三・五・十号荊沢芦原線
- 三 事業施行期間
平成五年七月八日から平成十八年三月三十一日まで

- 四 事業地
- 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし

山梨県告示第百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十五年三月十三日

一 施行者の名称
山梨県知事 山 本 栄 彦
榑形町

二 都市計画事業の種類及び名称

峡西都市計画下水道事業榑形町公共下水道

三 事業施行期間

平成元年一月二十六日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

平成十三年山梨県告示第五百三三号の事業地に中巨摩郡榑形町大字山寺字辻地内の全部と大字桃園字高尾畑、大字山寺字寺前、字山際及び字入田、大字平岡字東原、字長田、字新居田、字六科山及び字日向地内の各一部を加え、大字桃園字東原、大字小笠原字柿平及び字八田畑、大字山寺字久保、字野田、字若宮及び字前畑地内の各一部を全部に変更し、大字桃園字西條、字宮原、字東畑、字尾尻、字大新井、字寺畑、字八反畑及び字西原、大字小笠原字枇杷及び字藤塚、大字山寺字坂下、字伊勢前及び字日蔭田地内の各一部を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第百四十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第四項の規定により、収納代理金融機関を次のとおり指定した。
平成十五年三月十三日

名 称	所在 地	取扱店舗	取扱事務の範囲	指 定 年 月 日
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁目一番一号	甲府支店	歳入金及びれい入金	平成十五年三月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第百四十五号

収納代理金融機関の指定（昭和四十九年山梨県告示第二十七号）の一部を次のように改正する。
平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

表中	あさひ銀行	東京都千代田区大手町一丁目一番一号	甲府支店	を削り、「県税及びこれに伴う
----	-------	-------------------	------	----------------

税外収入並びに県営住宅使用料」を「歳入金及びれい入金」に改める。

山梨県告示第百四十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十五年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成十五年四月一日から適用する。
平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- 1 令第六十七條の四第一項の規定に該当する者
 - 2 令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者
 - 3 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 4 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者
- 二 資格審査の申請の方法
- 1 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。
 - (1) 営業経歴書（第二号様式）
 - (2) 商業登記簿謄本（法人の場合）
 - (3) 身分証明書（個人の場合）
 - (4) 印鑑証明書
 - (5) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
 - (6) 納税証明書（申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの）
 - (7) 契約に關し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
 - (8) 営業に關し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
 - (9) 誓約書（第三号様式）
 - 2 申請書及び添付書類は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇 八五〇一）山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号（電話〇五五 二二三 一三九五）にあらかじめ連絡の上持参すること。
 - 3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。
- 三 資格の有効期間
- 資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十六年三月三十一日までとする。
- 四 変更等の届出
- 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
- 1 商号又は名称
 - 2 代表者又は代理人
 - 3 所在地又は住所
 - 4 印鑑

- 5 その他営業に關し重要な事項
- 五 資格の取消し
- 知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。
- 1 一の1から4までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - 2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。
- 六 資格の有効期間の更新手続
- 県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

第1号様式

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 山本 栄彦 殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名

印

平成15年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 商業登記簿謄本（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあっては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 誓約書（第3号様式）
- 10 口座振替依頼書
- 11 返信用封筒（80円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

第2号様式

(表面)

営業経歴書

① ふりがな 商号又は名称		③ ふりがな 代表者氏名		④ 代表者印					
所在地	④ 本社(本店)	〒0000-0000		電話 () ()	FAX () ()				
	⑤ 支店・営業所等			電話 () ()	FAX () ()				
	⑥ 工場			電話 () ()	FAX () ()				
⑦ 契約委任先	住所	〒0000-0000		電話 () ()	FAX () ()				
	名称	氏名		氏名					
⑧ 営業種目 又は取扱品名	⑨ 取引希望種目	第一希望	⑩ 営業担当者	部署名					
		第二希望		職・氏名					
		第三希望		電話 () ()					
				FAX () ()					
		⑪ 契約使用印鑑(印影)		⑫ 消費税法に規定する課税業者・免税業者の別					
				課税業者 免税業者					
⑬ 総代理、代理又は特約している会社名									
総代理店	代		特						
	理		約						
⑭ 自己資本の額	法人	イ 資本金	ロ 法定準備金	ハ 任意積立金	ニ 諸積立金	ホ 次期繰越利益	イ+ロ+ハ+ニ+ホ	計	円
	個人	イ 元入金	ロ 前年利益	ハ 事業主借	ニ 事業主貸		イ+ロ+ハ+ニ	計	円
⑮ 機械設備の額	機械装置類		車両運搬具類		工具器具備品類		計		円
⑯ 従業員の数 (支店・営業所等の従業員の数)	事務関係	営業関係	技術関係	高勤的に雇用しているパート等	家族従業員	計		うち身体障害者数	人
	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人	()人
⑰ 営業年数	創業転換(欠)業		現組織へ変更	通算営業年数	異との取引開始年	⑱ 具税未納の有無			
	年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	(請 年)	有 ・ 無		
⑲ 製造販売等の実績高	決算期間別	イ 自 年 月 日 至 年 月 日	ロ 自 年 月 日 至 年 月 日	2事業年度の平均実績高	流動比率	流動資産 流動負債		= _____ = %	
	売上	製造	円		円				
		販売	円		円				
		合計	円		円				
合計のうち異との取引額	本序	円		円					
	出先	円		円					

(裏面)

⑤ 契約 業者 種 等	主要仕入先 (物品のみ)	県内		県外	
	国及び 地方公共団体 (2年分)				
	主要契約(納品)先 その他一般 (2年分)	県内		県外	
	取引金融機関				

⑥ 所在地 略 図	N ▲ —
--------------------	-------------

※(機械設備を必要とする業種を申請する者のみ記入してください。)

⑦ 機 械 設 備	機 種	性 能	台 数	機 種	性 能	台 数

⑧ 印 紙	使用OS	_____
	ワープロソフト	_____

第3号様式

誓約書

申請者は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- 2 次のいずれかに該当する事実があったと認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当の理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) (1) から(5) までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

山梨県知事 山本 栄彦 殿

申請者

印

公 告

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社日向 代表取締役 深谷道廣

2 住所 塩山市上於曾千百二十一番地

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 ひつが 都留店

2 所在地 都留市つる一丁目千四百四十五 一番

三 届出年月日

平成十五年二月二十四日

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、平成十五年二月二十六日付けで国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 作業種類 基本測量（機動連続観測測量）

二 作業期間 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで

三 作業地域 富士吉田市、西八代郡上九一色村及び南都留郡鳴沢村

● 甲府都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期日満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 都市計画の種類
 甲府都市計画道路

（三・四・二八号 竜王駅前線）

二 都市計画の変更に係る土地の区域

縦覧に供する図書に明示する部分

三 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県土木部都市計画課

甲府市貢川二丁目一番八号 峡中地域振興局建設部都市整備課

中巨摩郡竜王町篠原二六一〇 竜王町役場都市整備課

中巨摩郡敷島町島上条二二四八 敷島町役場建設整備課

四 縦覧期間

平成十五年三月十四日から同月二十七日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、富士見土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成十五年三月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 退 任

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理 事	横内 斉	東八代郡石和町砂原一二五番地	平成十四年十二月一日
	荻野 強	同 唐柏九一番地	同
	山田 武徳	同 二三七番地	同
	梶田 猛夫	同 東高橋三四五番地	同
	望月 良友	同 今井五七番地	同
	齊藤 伝	同 河内一〇一番地	同

同	同	監事	同	同	同	同	同
藤田 孝一	斉藤 正司	水谷 公雄	志村 勢喜	荻野 正直	雨宮 邦雄	斉藤 由幸	初鹿 恒仁
同	同	同	同	同	同	同	同
井戸四二〇番地	河内六七番地	小石和三六三番地	東油川一七二番地	井戸三三九番地	砂原一二九番地	三三三番地	小石和三〇番地一
同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任

同	同	同	同	同	同	理事
荻野 和之	小沢 正次	初鹿 恒仁	土橋 富雄	鈴木 光興	芦沢 司郎	横内 斉
同	同	同	同	同	同	東八代郡石和町砂原一二五番地
井戸三四五番地	四七〇番地	小石和三〇番地一	東高橋三六〇番地	七三四番地	唐柏一七一番地	
同	同	同	同	同	同	平成十四年十二月二日

同	監事	同
斉藤 正司	大竹 洋一	野村 利雄
同	同	同
河内六七番地	今井六〇番地	東油川一四〇番地
同	同	同

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十六号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十五年三月十三日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

別表第六中

四三六	町道	北都留郡上野原町上の一先（町立病院駐車場西側）	北進する車両	終日	上野原	平成一四年一月一〇日 告示第五七号
-----	----	-------------------------	--------	----	-----	----------------------

四三六	町道	北都留郡上野原町上の一先（町立病院駐車場西側）	北進する車両	終日	上野原	平成一四年一月一〇日 告示第五七号
四三七	市道池添梅ヶ坪線	甲府市城東三丁目一、二番一九号先（中村誠方東側）	北進する車両	七時から二時	甲府	平成一五年三月一三日 告示第一六号
四三八	国道四	甲府市城東三丁目四	東進す	七時か	甲府	平成一五年三月

一一号	番一一号先(山下和也方南側)	る車両	ら二四時まで	一三日 告示第一六号
-----	----------------	-----	--------	---------------

に改める。
別表第十中

三、三五四	県道敷島田富線	中巨摩郡昭和町築地新居四二七番地先(県営玉川団地入口交差点)	二	府南甲	六一・三・一一号
-------	---------	--------------------------------	---	-----	----------

三、三五四	県道敷島田富線	中巨摩郡昭和町築地新居四二七番地先(県営玉川団地入口交差点)	四	府南甲	平成一五年三月一三日 告示第一六号
-------	---------	--------------------------------	---	-----	----------------------

四、九五六	町道テクノパーク一号线	北都留郡上野原町八ツ沢二、一、九三番地の一先(町道テクノパーク一号线との丁字路交差点)	一	府上野原	平成一五年一月二〇日 告示第三号
-------	-------------	---	---	------	---------------------

四、九五七	国道四一一号	甲府市城東三丁目二番一九号先(中村誠方東側交差点)	一	府甲府	平成一五年三月一三日 告示第一六号
四、九五八	市道	甲府市上町七五三番地の一先(甲府城南病院東側)	一	府南甲	平成一五年三月一三日 告示第一六号

に改める。

別表第十四中

二六九	市道池添梅ヶ坪線	甲府市城東四丁目四番一先(栲秋山製作所東側交差点)から甲府市朝氣三丁目一四番一〇号先(栲エフアール西側交差点)までの両側	一、〇〇〇	車両(原付・けん引を除く)	府南甲	平成一五年三月一三日 告示第五〇号
-----	----------	--	-------	---------------	-----	----------------------

を

二六九	市道池添梅ヶ坪線	甲府市城東三丁目二番一九号先(中村誠方東側交差点)から甲府市朝氣三丁目一四番一〇号先(栲山梨営業所西側交差点)までの両側	一、二〇五	車両(原付・けん引を除く)	府南甲	平成一五年三月一三日 告示第一六号
-----	----------	--	-------	---------------	-----	----------------------

に改める。
別表第十六中

一〇、六〇三	町道テクノパーク一号线	北都留郡上野原町八ツ沢二、一、九三番地の一〇先(町道テクノパーク四二二号线との交差点)北側・南進車両	上野原	平成一五年一月二〇日 告示第三号
--------	-------------	--	-----	---------------------

を

一〇、六〇三	町道テクノパーク一号线	北都留郡上野原町八ツ沢二、一、九三番地の一〇先(町道テクノパーク四二二号线との交差点)北側・南進車両	上野原	平成一五年一月二〇日 告示第三号
一〇、六〇四	市道池	甲府市城東三丁目二番一九号	府甲府	平成一五年三月

一〇、六〇五	市道	先（中村誠方東側・北進車両）	甲府	平成一五年三月一三日	告示第一六号
一〇、六〇六	市道	甲府市城東三丁目二番八号先（吾妻直記方南側・西進車両）	甲府	平成一五年三月一三日	告示第一六号

に改める。
別表第十七中

四二四	市道 池添梅ヶ坪線	甲府市城東四丁目一六番一〇号先（内藤福造方）から甲府市城東四丁目三番先（明電舎）までの両側	甲府	五〇・一 一・一五 三九号
-----	--------------	---	----	---------------------

四二四	市道 池添梅ヶ坪線	甲府市城東三丁目二番一九号先（中村誠方東側交差点）から甲府市朝氣三丁目四番一六号先（東小学校西交差点）までの両側	甲府 南甲	平成一五年三月一三日 告示第一六号
九六五	車両		甲府	平成一五年三月一三日 告示第一六号

九〇二	市道 善光寺敷島線	甲府市朝氣一丁目三九〇番地の四先（厚生年金会館）から甲府	南甲	六〇・四 一・一五 一六号
-----	--------------	------------------------------	----	---------------------

市朝氣一丁目九番六号先（辻雅治方）までの両側					
------------------------	--	--	--	--	--

九〇二	削除		南甲	平成一五年三月一三日	告示第一六号
-----	----	--	----	------------	--------

に改める。
別表第十九中

八一	市道 池添梅ヶ坪線	甲府市城東四丁目四番一〇号先（秋山製作所東側交差点）から甲府市朝氣三丁目一四番一〇号先（株エフアール西側交差点）までの両側歩道（一、〇〇〇メートル）	南甲	平一・二二・二〇 告示 第五〇号
----	--------------	--	----	------------------------

八一	市道 池添梅ヶ坪線	甲府市城東三丁目二番一九号先（中村誠方東側交差点）から甲府市朝氣三丁目一四番一〇号先（有鈴峯山梨営業所西側交差点）までの両側歩道（一、二〇五メートル）	甲府 南甲	平成一五年三月三日 告示第一六号
----	--------------	---	----------	---------------------

に改める。
別表第三十三中

一〇五	市道琢美酒折線	甲府市城東四丁目三番一七号先 城東四丁目) 交差点	三	平成一四年八月一日 告示第四一號
一〇六	市道琢美酒折線	甲府市城東四丁目三番一七号先 城東四丁目) 交差点	三	平成一四年八月一日 告示第四一號
一〇七	国道四一 一号	甲府市城東三丁目二番一九号先 (中村誠方東側交差点)	一	平成一五年三月三日 告示第一六號

を

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年三月十二日までとする。
平成十五年三月十三日

山梨県公安委員会
委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	遊技機の種類及び区分	型式の概要	検定番号
型式の概要	製造又は輸入業者名	型式名	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRワイ ドミルキ ニユーギ ン 三〇〇〇五
型式の概要	製造又は輸入業者名	型式名	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRワイ ドミルキ ニユーギ ン 三〇〇〇五
型式の概要	製造又は輸入業者名	型式名	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRワイ ドミルキ ニユーギ ン 三〇〇〇五

株式会社ニユーギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRワイドミルキニユーギン	株式会社ニユーギン	三〇〇〇四六
山佐株式会社 代表取締役 佐野慎一 岡山県新見市高尾三六二番地の一	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ウミイチパンR	山佐株式会社	二四〇九九四
株式会社オリンピア 代表取締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一番七号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ジェロニモン	株式会社オリンピア	二四〇九二八
株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目九八番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRキヤツツ2	株式会社竹屋	三〇〇〇〇九
株式会社竹屋 代表取締役 竹内正博 愛知県春日井市美濃町二丁目九八番地	ばちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRキヤツツS	株式会社竹屋	二〇〇九八〇
アルゼ株式会社 代表取締役 岡田和生 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	ウシワカトベンケイ	アルゼ株式会社	二四〇九八四
株式会社メーシー販売 代表取締役 別所直綱	回胴式遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	オオバクダン2	株式会社メーシー	二四〇九六一

株式会社ネット 代表取締役	回胴式遊技機	シヨウキ	株式会社	二四〇九九七
アイジーティージャパン株式会社 代表取締役 スコット・ウインゼラー 東京都台東区松が谷一丁目三番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	グラッチェ エ	アイジーティージャパン株式会社	二四〇八四九
株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRF Iバー 神聖紀SX	株式会社ダイドー	二〇二〇二二
株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRF Iバー 神聖紀JX	株式会社ダイドー	三〇〇〇二五
株式会社ダイドー 代表取締役 寶田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRF Iバー 神聖紀RX	株式会社ダイドー	三〇〇〇〇八
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二) 第一種特別電動役物	CRF Iバー ザキングR X	株式会社三共	三〇〇〇五二
沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	二号(別表第五)		販売	

国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	規則第六条第二号(別表第五)	ンクビ	ネット	
株式会社ネット 代表取締役 国本幸司 大阪府堺市旭ヶ丘北町一丁目四番五号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	チバリヨ オキナワ 30	株式会社ネット	二四一〇〇九

その他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号
山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十五年三月十三日

山梨県立宝石美術専門学校管理者
山梨県商工労働観光部長 小林 昭

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程
山梨県立宝石美術専門学校学則(昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号)の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「また、科目等履修生には科目ごとの履修済証明書を交付する。」を削る。

第二十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 校長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。
附則
この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番